第14号様式(第2条関係)

年　　月　　日

　郡山市保健所長

管理者　住所

氏名

診療用エックス線装置備付届

　下記のとおり、診療用エックス線装置を備えたので届け出ます。

記

1　病院又は診療所の名称及び所在地

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 　 |
| 所在地 | 電話番号　　　　　　　　　　 |

2　エックス線装置に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 製作者名 | 　 |
| 型式及び台数 | 　 |
| 定格出力 | 連続 | 　　　　　　　　kV　　　　　　mA |
| 短時間 | 　　　　　　　　kV　　　　　　mA　　　　　　sec |
| 蓄放式 | 　　　　　　　　kV　　　　　　μF |
| エックス線管の数 | 　　　　　　　　管球 |
| 用途 | 一般撮影・透視・CT・歯科用・その他(　　　　　　　　　　　　) |

3　エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 | 職種 | エックス線診療に関する経歴(免許登録番号及び登録年月日) |
| 　 | 　 | 　 |

4　備付年月日

　　　　　　年　　月　　日

5　エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 医療法施行規則第30条第1項第1号に規定するエックス線管の容器及び照射筒のしゃへい | 有・無 |
| 利用線錐の総濾過 | ミリメートル(アルミニウム当量・モリブデン当量) |
| 透視装置 | 患者への入射線量率(利用線錐の中心における空気カーマ率)が50ミリグレイ／分 | 以下・超える |
| 高線量率透視制御(利用線錐の中心における空気カーマ率が125ミリグレイ／分以下) | 有・無 |
| 一定時間経過時の警告音等を発することのできる透視時間を積算するタイマー | 有・無 |
| エックス線管焦点皮膚間距離が30センチメートル以上になるような装置又は当該距離未満で照射することを防止するインターロック | 有・無 |
| 利用するエックス線管焦点受像器間距離において受像面を超えないように照射野を絞る装置 | 有・無 |
| 受像器を通過したエックス線の空気カーマ率が150マイクログレイ／時(当該受像器の接触可能表面から10センチメートル) | 以下・超える |
| 最大受像面を3.0センチメートル超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率が150マイクログレイ／時(当該部分の接触可能表面から10センチメートル) | 以下・超える |
| 利用線錐以外のエックス線を有効にしゃへいするための適切な手段 | 有・無 |
| 撮影装置(胸部集検間接撮影装置を除く。) | 利用するエックス線管焦点受像器間距離において受像面を超えないように照射野を絞る装置 | 有・無 |
| 口内法撮影装置 | 照射筒先端における照射野の直径 | センチメートル |
| 乳房撮影装置 | 照射野の患者の胸壁に近い患者支持器の縁を超える広がり | ミリメートル |
| 受像面の縁を超える照射野の広がり | 焦点受像器間距離のパーセント |
| 　 | 医療法施行規則第30条第3項第2号に規定するエックス線管焦点皮膚間距離 | 以上・未満 |
| 胸部集検用間接撮影装置 | 利用線錐が角錐型となり、かつ、受像面を超えないように照射野を絞る装置 | 有・無 |
| 受像器の一次防護しゃへい体(装置の接触可能表面から10センチメートルにおける空気カーマ率が1.0マイクログレイ／1ばく射以下) | 有・無 |
| 被照射体周囲の箱状のしゃへい物(当該しゃへい物から10センチメートルにおける空気カーマ率が1.0マイクログレイ／1ばく射以下) | 有・無 |
| 移動型・携帯型装置等 | エックス線管焦点及び患者から2メートル以上離れて操作できる構造 | 有・無 |
| 装置の保管場所 | 　 |
| 治療用装置 | 濾過板が引き抜かれた場合のエックス線の発生を遮断するインターロック | 有・無 |

6　エックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 使用の場所 | 　 |
| 診療室の防護物の概要 | 区分 | 構造、材料及び厚さ(センチメートル) |
| 天井 | 　 |
| 床 | 　 |
| 周囲の画壁等 | 東 | 　 |
| 西 | 　 |
| 南 | 　 |
| 北 | 　 |
| 監視用窓 | 　 |
| 出入口の扉 | 　 |
| その他の開口部 | 有(用途　　　　　　　　　　　　　　)・無 |
| 診療室の標識 | 有・無 |

7　エックス線診療室のエックス線障害の防止に関する予防措置の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | 有・無 |
| 使用中の表示 | 有・無 |
| 画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト／週以下となる措置 | 有・無 |
| 管理区域 | 管理区域を設ける場所 | 別添図面のとおり |
| 境界における実効線量が1.3ミリシーベルト／3月以下となる措置 | 有・無 |
| 立入制限措置 | 有・無 |
| 管理区域の標識 | 有・無 |
| 敷地の境界等 | 敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト／3月以下となる措置 | 有・無 |
| 入院患者の実効線量(診療により被ばくする放射線を除く。)が1.3ミリシーベルト／3月以下となる措置 | 有・無 |
| その他 | 取扱者の被ばく測定器具 | 　 |
| 防護用具(防護前掛等) | 有・無 |

備考

　1　隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の図面(平面図及び側面図)を添付すること。

　2　診療室の図面は、照射方向、エックス線管から天井、床及び周囲の画壁等の外側までの距離(メートル)並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1の縮図とすること。

　3　管理区域の標識等の位置を診療室の図面中に記入すること。

　4　漏えい放射線測定結果報告書の写しを添付すること。